

議 事 録

令和4年度四万十町農業委員会11月総会

日 時 令和4年11月29日(火)午後2時00分 開議

場 所 四万十町役場 本庁東庁舎 1階 多目的大ホール

日 程

- | | | |
|----|--------|---------------------------------|
| 第1 | 指定第15号 | 会期の決定について |
| 第2 | 指定第16号 | 議事録署名委員の指名について |
| 第3 | 報告第18号 | 非農地証明事務処理報告 |
| 第4 | 議案第32号 | 農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について |
| 第5 | 議案第33号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について |
| 第6 | 議案第34号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について |
| 第7 | 議案第35号 | 四万十町農用地利用集積計画の決定について |
| 第8 | 議案第36号 | 農用地利用配分計画案に対する意見決定について |
| 第9 | | その他 |

〔出席委員〕

- | | | | | |
|-----------|------------|-----------|------------|-----------|
| 1. 下元 弘章 | 2. 掛水 誠幸 | 3. 廣井 栄治 | 4. 小野 重明 | 5. 濱田 誠 |
| 6. 下元 誠一郎 | 7. 浜田 大彰 | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 山本 道雄 | 10. 東出 一茂 |
| 11. 土居 稔 | 12. 竹村 加壽子 | 13. 武内 道則 | 14. 吉良 榮 | 15. 竹内 純 |
| 16. 中原 英昭 | 17. 宮脇 眞弓 | 18. 梶原 美智 | 19. 太田 祥一 | |
| 20. 中城 康子 | 21. 岡村 博晶 | 22. 西井 健夫 | 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子 |
| 25. 常石 幸浩 | 26. 甲把 雄 | 27. 市川 正司 | 28. 大西 博之 | 29. 石田 芳秋 |
| 30. 澤田 憲男 | 31. 武市 敏男 | 32. 山本 奨一 | 33. 橋本 健太郎 | 34. 平野 直人 |
| 35. 山崎 力 | 36. 上野 渡 | 37. 欠席 | 38. 秋田 公幸 | 39. 吉田 健夫 |

〔欠席委員〕

- 37 佐々木 通

〔事務局〕

西田 尚子・杉本 孝成・池本 拓矢・森本 太貴・宮本 和也・山川 美恵

会長

皆さんこんにちは。大変お忙しい中、またお足元が悪い中お集まりいただきましてありがとうございます。11月も終わりという事で、あと1ヶ月少々で今年も終わりになります。今年1年お世話になりました。あと少しですが、第8波も来ておりますので、気を付けて生活して頂ければと思っています。11月20日に西部地区産業祭がありました。これは後で報告してもらおうようになっておりますので詳しく言いませんが、日曜日雨という予報が出ておりましたので、開催大丈夫かなと心配しておりましたが、当日はすごいいい天気になりました。昼から本当に暑いぐらいのいい天気でした。お陰様で皆さんにはバザーの品、またジャンボかぼちゃの提供をしていただいて盛況に終わることができました。誠にありがとうございました。携わっていただいた方、地元の委員の皆さん、本当にご苦労様でございました。

11月24日の日になりますが、高知県農業会議の下期の農業委員会会長・事務局長会議がございました。局長と私の方が参加をさせていただきましたが、その中で、まず永年勤続表彰16名。今回、我々四万十町からは対象者おりませんでした。16名の方が表彰を受けました。その後、四国ブロックの農業委員会情報誌コンクールの中で、我々四万十町農業委員会だよりが一番いい賞の最優秀賞をまた受賞し、私が代理でいただいてまいりました。本当に広報委員の皆さん取材、また編集と大変だったと思いますが、こんな形で毎回賞をいただくことは本当に嬉しいことだと思っております。後でその賞のほうもお渡しするようになっておりますので、よろしく願いいたします。

会議の中で、先月でしたが、タブレットのほうも届きまして、いよいよ使っていかなければいけないとなっております。その研修会もございました。その研修会があまり準備できてなかったもので、充分これを活用する練習というところまではいきませんでした。こんな形のものかというものは、私と局長で少し勉強してきました。まだ活用をどんなにして行くのかという部分。利用状況調査とか現地確認とか、目標地図を作っていくとかいろいろ活用していかなければいけません。まだまだ使い方もよく分かっておりません。使いこなせばなかなかいい物だということが分かりましたので、また追々皆さんにも使っていただくようになると思います。県の会長が、タブレットをできれば全員に配ってくれと要請をしておると言うことを言っておりました。それが実現できるかどうか分かりませんが、いいものをみんなで活用しながら、目標地図を作っていくようになるかと思っておりますので、その時はよろしく願い申し上げたいと思います。

それと同じ24日なんですが、女性委員が3名参加し、岡山の方で研修会がございました。それもまた後で報告してもらおうようになってますが、ちょうど帰りが同じ時間帯でしたので、3名の女性委員と私と局長で仲良く帰ってまいりました。なかなかパワーがもらえるような本当にいい会だったという報告も受けましたので、皆さんに報告があるかと思っております。

残すところあと1ヶ月、皆さん一緒に最後まで、今年頑張っていたきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。それでは11月総会に移りたいと思っておりますので、よろしくご協議のほどお願い申し上げます。

議長

ただ今から、令和4年度四万十町農業委員会11月総会を開会いたします。

総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。今回の発声は、議席番号5番 濱田誠委員に申し上げます。

ご起立をお願いします。

憲章は、添付資料の最後にございます。

5番 ～四万十町農業委員会憲章の朗読～

委員 ～朗読～

議長 本日の会議に、37番 佐々木通委員からの欠席の届けが出ております。

議長 次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員19名、推進委員19名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。

それでは、議事に移ります。

日程第1、指定第15号「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。令和4年度四万十町農業委員会11月総会の会期は、令和4年11月29日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 （「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日1日といたします。

次に、日程第2、指定第16号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四万十町農業委員会会議規則第24条第3項の規定により、議事録署名委員を2名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に6番 下元誠一郎委員と33番 橋本健太郎委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員に申し上げます。

議長 続いて、日程第3 報告第18号 「非農地証明事務処理報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第18号 四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第6項及び四万十町農業委員会事務局規定第8条第5号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告いたします。議案書3ページをご覧ください。

今月は窪川地域から2件、西部地域から1件となっております。

番号1番、添付資料は1ページです。数神字梅ノ木川ナカソ子523番6、地目、畑、面積、112㎡です。申請地は平成7年より倉庫が建築されております。令和4年10月11日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のE 人為的に転用して既に20年以上経過している土地と認め、非農地証明を発行しております。

番号2番、添付資料は2ページから3ページです。川ノ内字川原田9番、地目、田、面積、1,338㎡です。申請地は30年以上前より植林しており、現在は山林、一部宅地として利用しています。令和4年10月19日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のE 人為的に転用して既に20年以上経過している土地と認め、非農地証明を発行しております。窪川地域からは以上です。

事務局 続きます、西部地域からです。

番号3、添付資料は4ページから5ページをご覧ください。

土地の所在地は、古城字イナヤノ前940番、地目、畑、面積は961㎡です。申請地は30年前より耕作しておらず、現在は原野となっている状況で、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領 第4 証明基準のウ やむを得ない事情によって10年以上耕作放棄されたため、農地への復旧ができない土地のため、非農地であると認め、令和4年10月14日、担当委員さんと現地確認の結果、非農地証明を発行しております。以上です。

議長 報告第18号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

議長 特になければ、報告第18号は終わります。

議長 続いて、日程第4 議案第32号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。

議案第32号 番号5番は議席番号34番 平野直人委員が、四万十町農業委員会会議規則第20条の、議事参与の制限に抵触しますので、先に番号1番から4番の審議、採決を行い、その後に34番 平野直人委員に退席をしていただき番号5番の審議、採決を行います。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第32号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」説明します。議案書は4ページからです。申請地の位置は添付資料の6ページからご覧ください。

件数につきましては窪川地域の2件、西部地域3件の計5件です。譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。

番号1番からご説明します。土地の所在地、若井字沖道1182番、地目、田、面積103㎡です。権利事由は所有権移転の贈与。譲渡理由は本人希望、譲受理由は相手方の要望です。譲受人の下限面積は達成しております。申請地では水稻を栽培する計画となっております。

番号2番 土地の所在地、口神ノ川字竹ノ内1824番、地目、田、面積2,953㎡。

ほか5筆あり、合計6筆、面積6,681 m²です。権利事由は所有権移転の贈与。譲渡理由、譲受理由は、親子間での贈与になります。譲受人の下限面積は達成しております。申請地は、水稻、野菜を栽培する計画となっております。窪川地域は以上です。

事務局

続きまして、西部地域からです。

番号3番について説明します。土地の所在地、市ノ又字キヨブ山380番、地目、田、面積、1,310 m²。以下1筆あり、合計2筆、面積が1,463 m²です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲渡理由は、本人希望、譲受理由は、相手方の要望です。譲受人の下限面積は達成しております。申請地では、水稻を栽培する予定です。

続きまして、番号4について説明します。

土地の所在地、野々川字駄場132番3、地目、田、面積450 m²。以下1筆あり、合計2筆、面積が1,199 m²です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲渡理由は、本人希望、譲受理由は、相手方の要望です。譲受人の下限面積は達成しております。申請地では、水稻を栽培する予定です。以上です。

議長

議案第32号 番号1番から4番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号1番。23番 西内一隆委員。

23番

番号1について、11月23日に現地で譲受人譲渡人と確認しました。現況の地目田で譲受人は水稻とニラを栽培する専業農家で、贈与による所有権移転は問題ないと判断しました。以上です。

議長

続きまして、番号2番。3番 廣井栄治委員。

3番

番号2の件につきまして、25日に現地を確認して、譲受人より聞き取りを行ないました。現況につきましては、田ですが一部畑として使用していることを確認しております。譲受人は水稻、野菜等を栽培しておりまして、非常に効率的に利用されています。また、年間ほとんど農作業に従事しており、周辺への悪影響を与えるようなことはないものと思われまます。譲渡人、譲受人は親子でございまして、譲渡人は高齢になり、譲受人への贈与を決めたそうでございます。農地は大変綺麗に管理されておりまして、今後も水稻、野菜類を栽培して行くこととございまして、今回の贈与につきましては問題ないと判断を致します。

議長

続きまして、番号3番。16番 中原英昭委員。

16番

現地の確認と聞き取りを行ってまいりました。現況は田であります。譲受人は土佐あか牛を飼育しておりますところの畜産農家であります。ほぼ毎日作業に従事していることを確認しています。

当該農地は以前から作業を受けて譲受人が耕作しており、今回譲渡人からの要

望により購入に至りました。譲受人は後継者もあり、地域の担い手でもあります。今後も水稻を耕作するとのこと。以上です。

議長 続きまして、番号4番。34番 平野直人委員。

34番 番号4番についてですが、現況は田であることを確認しています。譲受人は農地を効率的に利用していて、水稻を栽培するということです。年間150日以上従事していることも確認しています。そして、周辺農地には営農上悪影響を与えないことを確認しています。譲受人ですが、前から作業を受けて耕作していたのですが、譲渡人が遠くにいるため、譲受人にこれからも作ってほしいということで、今回所有権移転になったとのこと。

議長 議案第32号 番号1番から4番について質疑を許します。質疑はありませんか。11番 土居稔委員。

11番 1番について贈与になっているのですが、譲受人、譲渡人の関係性は、贈与に至る特別な関係性があるのでしょうか。

23番 関係性はありません。全くの赤の他人です。譲渡人は自分で耕作する意欲はなく、面積もわずかなため贈与となりました。

議長 他に質疑等はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第32号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」番号1番から4番を、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第32号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」番号1番から4番は、原案のとおり可決されました。

続いて、番号5番の審議を行いますので34番 平野直人委員は退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局 番号5番について説明します。

土地の所在地、大井川字下中串 2575番、地目、田、面積 454 m²です。

権利事由は、所有権移転の売買になります。譲渡理由は、相手方の要望、譲受理由は、本人希望です。譲受人の下限面積は達成しております。申請地では、コウゾを栽培する予定です。

以上、農地法第3条第2各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 議案第32号 番号5番について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。12番 竹村加壽子委員。

12番 11月20日に譲受人の息子さんと一緒に現地を確認しました。現地は道下であり、対面の方はもう土羽になっておりまして、他人に迷惑をかけるようなことは何一つございません。いま田んぼになってますが、畑としてコウゾなんかを植えておりました。で、草なんかもあんまり生えてなくて、特別問題はないと思います。
本人が農業に従事しておりますので、全ての要件は満たしていると思います。今まで登記してなかったので登記をしたいとのこと。以上です。

議長 議案第32号 番号5番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第32号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」番号5番を、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第32号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」番号5番は、原案のとおり可決されました。
34番 平野直人委員の除斥をとき、着席をしていただきます。
平野直人委員番号5番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第5 議案第33号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第33号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」をご説明いたします。議案書は6ページです。今月は窪川地域の1件です。
番号1についてご説明します。添付資料は11から13ページです。申請地は、1筆。土地の所在、作屋字上屋敷558番3、地目、畑、面積、298㎡の内25㎡の農地

です。申請人は、記載のとおりです。転用目的は、墓地。転用理由は、納骨堂の新設です。

農地区分ですが、申請地は 10ha 以上の農地の広がりがある農地内であり、第 1 種農地と判断しました。ただし、第 1 種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第 33 条第 1 項第 4 号の「集落に接続」に該当し、第 1 種農地であっても例外的に許可することができると判断しています。

転用計画につきましては、13 ページの土地利用計画図に示している形で、納骨堂を整備する計画です。周囲の状況・影響については、北側及び西側は申請者所有地、東側及び南側は同意有の農地となっており、特に影響はないものと考えております。土地の造成計画については特に無く、整地後砂利敷きとします。進入計画については、西側の県道より所有地を経由し徒歩にて進入します。排水計画については、雨水のみで、自己所有農地内で自然浸透する計画です。関係法令に基づく、墓地埋葬法の申請は現在申請中であることを担当課で確認しています。資金計画については、金融機関の残高証明にて必要な事業費を確保していることを確認しています。説明は以上です。

議長 議案第 33 号について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。27 番 市川正司委員。

27 番 ほとんど事務局の方が言ってしまったんで、補足説明もほとんど全く一緒です。
納骨堂は他に 3 基ほどありますが、それが山の空の方にあって、なかなか墓参りも大変ということで、この申請人の方の息子さんが、頼んで作ってもらったみたいなんです。

それこそここは基盤整備がされてない農地でありまして、10ha 以上の農地とは言え、小さい田んぼはかなり無数にあるところです。

農地ですが、周り周辺には全く影響のないところです。その結果、問題はまず無いと思います。よろしくをお願いします。

議長 議案第 33 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 33 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 33 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 6 議案第 34 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 34 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」をご説明いたします。議案書 7 ページ、今月は窪川地域の 4 件です。

番号 1 番について説明します。添付資料は 14～18 ページです。申請地は、1 筆。見付字野中 2648 番 2、地目、田、面積、451 m²の農地です。権利事由は、所有権移転の売買です。譲渡人・譲受人は、記載のとおりです。転用目的は、一般住宅の新設です。転用理由は、現在借家に住んでいますが、自己の専用住宅を新築したいと思い、適地を探していたところ、申請地を譲っていただける事となったため、新たに自己専用住宅を建築するものです。

農地区分ですが、申請地は 10ha 以上の農地の広がりがある農地内であり、第 1 種農地と判断しました。ただし、第 1 種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第 33 条第 1 項第 4 号の「集落に接続して設置されるもの。」に該当し、第 1 種農地であっても例外的に許可できると判断しています。

転用計画につきましては、15 ページの土地利用計画図に示している形で、住宅、駐車スペース、物干し場、家庭菜園スペース、バーベキュースペース等を整備する計画です。周囲の状況・影響については、北側は同意有の農地、東側は譲渡人の農地、南側は宅地、西側は町道を挟み同意有の農地となっており、特に影響はないものと考えています。土地の造成計画については特に無く、整地後砂利敷きとします。進入計画については、申請地西側の町道から直接進入します。進入部分の工事はありません。排水計画についてですが、雨水は自然浸透とし、汚水は合併処理浄化槽を設置し既存側溝に接続して排水します。資金計画については、融資承認書により、必要な事業費を確保していることを確認しています。番号 1 は以上です。

続きまして、番号 2 添付資料は 19～22 ページです。

申請地は、1 筆。土地の所在、金上野字加治屋口 884 番 1、地目、田、面積、3,447 m²の内 497 m²の農地です。権利事由は、所有権移転の売買です。譲渡人・譲受人は、記載のとおりです。転用目的は、一般住宅の新設です。転用理由は、現在親と実家に同居していますが子供も大きくなり手狭となった為、新たに自己専用住宅を建築するものです。

農地区分ですが、申請地は第 3 種農地の要件の一つである、「インターチェンジから 300m 以内にある農地」に該当するため、第 3 種農地と判断しています。

転用計画につきましては、20 ページの土地利用計画図に示している形で、住宅、駐車スペース、バーベキュースペース、物干し場、家庭菜園等を整備する計画です。

周囲の状況・影響については、北側は宅地、東側及び南側は同意有の農地、西側は譲渡人の農地となっており、特に影響はないものと考えています。土地の造

成計画については特に無く、整地後、全面砂利敷きとします。進入計画については、申請地北側の町道より直接進入します。進入路の取り合わせ工事は特にありません。排水計画についてですが、雨水は自然浸透とし、汚水は合併処理浄化槽から既存の道路側溝に接続し排水します。資金計画については、融資見込み証明書により、必要な事業費を確保していることを確認しています。番号 2 は以上です。

続きまして、番号 3 番について説明します。添付資料は 23 から 30 ページです。申請地は、1 筆。見付字カヤノ木 706 番 2 、地目、田、面積 767 m²の農地です。権利事由は、所有権移転の売買です。譲渡人・譲受人は、記載のとおりです。転用目的は、農家住宅の新設です。転用理由は、高速道路の用地買収に伴い立ち退きとなるため、所有農地などに近く、農林業に従事しやすい申請地に、新たに農家住宅を建設するものです。

農地区分ですが、申請地は 10ha 以上の農地の広がりがある農地内であり、第 1 種農地と判断しました。ただし、第 1 種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第 33 条第 1 項第 4 号の「集落に接続して設置されるもの。」に該当し、第 1 種農地であっても例外的に許可できると判断しています。

転用計画につきましては、24 ページの土地利用計画図に示している形で、住宅、駐車場、農林業倉庫及び椎茸選別場、駐輪場等を整備する計画です。周囲の状況・影響については、北側は譲受人の農地（10 月総会で 3 条許可済登記手続き中）、東側は 6 月総会にて宅地へ転用許可済の農地と、譲受人の農地、南側及び東側は同意有の農地となっており、特に影響はないものと考えています。土地の造成計画については、30 cm の切土を行い、50 cm の盛土を行い、整地後駐車場についてはコンクリート舗装、その他は礫質土敷きとします。進入計画については、申請地東側の町道から直接進入します。進入部分の工事はありません。排水計画についてですが、雨水は自然浸透及び申請地東側の既存の町道側溝に排出します。生活排水は、合併処理浄化槽を設置し、同じく東側の既存の町道側溝に接続して排水します。資金計画については、高速道立ち退きによる補償金などにより、必要な事業費を確保していることを確認しています。番号 3 は以上です。

続きまして、番号 4。添付資料は 31 ページから 35 ページです。申請地は、1 筆。土地の所在、替坂本字ミサキノ本 61 番 6、地目、田、面積、455 m²の農地です。権利事由は、使用貸借権の設定です。借受人・貸付人は、記載のとおりです。転用目的は一般住宅の新設です。

転用理由は、現在高知市の借家に居住していますが、帰郷し自己専用住宅を建築したいと適地を探していたところ、父親所有であり実家前の本申請地が最適と考え、新たに自己住宅を建築するものです。

農地区分ですが、申請地は第 2 種農地の要件の一つである、「鉄道の駅から 500 m 以内にある農地」に該当するため、第 2 種農地と判断しています。転用計画につきましては、32 ページの土地利用計画図に示している形で、住宅、家庭菜園スペース、物干しスペース、駐車スペース、バーベキュースペース、家庭菜園用の資材や道具、また子供の自転車等を格納する倉庫を整備する計画です。周囲の状況・影響については、北側は宅地、東側は同意有の農地、南側は宅地と同意有の

農地、西側は貸付人の農地となっており、特に影響はないものと考えています。土地の造成計画については、盛土を30cm行い、整地後全面砂利敷きとします。進入計画については、町道から申請地北側の一体利用地（土地利用計画図で青色で囲っている筆）から進入します。進入路の取り合わせ工事はありません。排水計画についてですが、雨水は自然浸透とし、生活排水は浄化槽を経由し、申請者の父親の敷地にある既存側溝に接続し排水します。資金計画については、融資見込み証明書により、必要な事業費を確保していることを確認しています。番号4は以上です。説明は以上です。

議長 議案第34号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号1番から3番まで一括で。20番 中城康子委員。

20番 27日に現地確認をしてきました。譲受人、譲渡人とは面接できませんでしたので、電話で確認致しました。譲渡人の方は、高齢のため、土地を手放したかったようです。部落長に言うと、若い人が入って来てくれるのは歓迎だと言っておりました。許可があり次第着工したいと言っておられます。

排水計画とか農地への影響ですが、事務局が言った通りで全然問題はないと思います。

2番ですが、27日に現地確認をしてきました。許可があり次第着工する予定だそうです。周辺農地は、売主の土地ですので、排水計画なんかも全然営農面では影響はないと思います。

3番目ですが、譲受人は立ち退きで土地を探しておりましたけど、最初の計画の土地が手に入らなかったもので、この方が最後になったみたいです。

27日に現地を確認しまして、譲受人、譲渡人と面接してきました。許可があり次第着工予定だそうです。周辺農地は譲受人のもので営農上問題はありません。面積は、農家住宅として必要最小限であると思います。以上、1から3番の転用は問題ないと考えます。

議長 続きまして、番号4番。28番 大西博之委員。

28番 4番ですけれども、先日貸付人から確認をしました。借受人の方は貸付人の子供さんで、現在高知市内におりますけれども、親元へ帰ってきて、その近くに建てたいという意向があり今回のことになったとのこと。農地の排水計画も事務局の説明のように、特に農地への悪影響はないと判断します。

それとこれは余談になりますけれども、国道側の方に田んぼの地番が3つあるんですけども、これ一つになっておりまして、国道側の方5畝ぐらい残るのでこれ作れないんじゃないかという話をしたところ。息子さんがここへ近い将来、住宅を建てたいという意向があるみたいで、本来は、この娘さんと息子さんと同時にやりたいという感じだったんですけど、娘さんのほうが一日も早く建てて移りたいという意向があって、先に娘さんの、案件が出てきたということです。特に、そういうこ

とで問題ないと思います。以上です。

議長 議案第 34 号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 34 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 34 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 7 議案第 35 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 35 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。議案書は 10 ページから、添付資料については 36 ページからになります。

別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和 4 年 12 月 1 日付で公告したい旨、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により四万十町長より提出がありましたので、ご審議、ご決定をお願い致します。尚、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。件数につきましては窪川地域の 5 件です。

利用権設定を受ける者、利用権設定をする者の住所・氏名・賃借料等はお手元の議案書のとおりです。

番号 1 番を説明します。土地の所在地、金上野字天竺野 1948 番、地目、田、面積 2,617 m²です。設定は新規になります。期間は令和 5 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までの 3 年間です。作物は生姜を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

続いて番号 2 番。土地の所在地、大井野字春日田 692 番、地目、田、面積 3,093 m²の内 1,000 m²です。設定は新規になります。期間は令和 5 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までの 4 年間です。作物はハウスでピーマンを栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

続いて番号 3 番。土地の所在地、桧生原字天神ノナロ 300 番 2、地目、田、面積 981 m²。他 1 筆あり、合計 2 筆、面積は 1,552 m²です。設定は新規になります。期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 15 年 3 月 31 日までの 10 年間です。作物はハウス

で水耕セリを栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

続いて番号4番。土地の所在地、与津地字金剛野本182番1、地目、田、面積989㎡。他1筆あり、合計2筆、面積は1,426㎡です。設定は新規になります。期間は令和5年1月1日から令和5年12月31日までの1年間です。作物は生姜を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

こちらの借受人につきましては、認定新規就農者になる予定になります。利用権設定後の面積が下限面積を達成しておりませんが、青年等就農計画で5年のうちに経営面積を5反以上に増やす計画を立てておりますので、設定可能と判断しております。

続いて番号5番については設定を受ける者が農地中間管理機構です。土地の所在地、平野字モミノキ184番4、地目、田、面積457㎡。他6筆あり、合計7筆 面積6,454㎡です。設定は新規になります。期間は令和4年12月1日から令和14年11月30日までの10年間です。権利の種類は使用貸借権の設定です。説明は以上です。

議長 議案第35号について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。番号1番。20番 中城康子委員。

20番 26、27日と現地の確認と貸付人と借受人と面接をしてきました。これは親子で、生姜をずっと家の近くで種を作っておりまして、親と相談してから面積を増やすようにしたようです。親子関係でもあり、借受人は、これから地域の担い手となってもらえる人でもあり、番号1番は問題ないと思います。補足になりますけど、ひょっとしたら水が上がるかもしれないような土地です。以上です。

議長 続きまして、番号2番。21番 岡村博晶委員。

21番 11月28日に現地で貸付人と借受人双方に内容を確認しました。借受人は認定農業者ではありませんが、貸付人のところで農業研修をしていた間柄です。貸付人が事情により経営の縮小を考えたところ、貸付人が所有するハウス10aの話をしたところ、やってみるということで、ピーマンを貸付人に、アドバイスをもらいながらまた栽培する予定だそうです。内容も利用集積計画のとおりで新規ではありますが、問題はないと思います。

議長 続きまして、番号3番。4番 小野重明委員。

4番 利用権の設定を受ける方に電話で聞き取りをしました。利用権を設定する方は本年度で辞めるという話は聞いておりましたが、利用権の設定を受ける者が後を継ぐということではびっくりしたところもありますが、この方は20年前に、大阪からIターンでこの地に来られてそれで3年ほど前には住宅を新築して頑張ってくれておる元気な青年です。

露地キュウリとナバナがあまりにも収益的に不安定と言うことで、施設セリを引

き受けたということでした。

セリ部会に問題をかけないように頑張れよと最後に言って電話を切ったところ
です。問題はないと思います。以上です。

議長 続きまして、番号4番。31番 武市敏男委員。

31番 番号4番について27日28日に電話連絡と現地の確認を行いました。借受人は
新規に就農される方で現在は研修中と聞いております。来年1月からは、当地区で、
借りて農業をすることに意気込んでおりました。また今現在住むところが、地域が
離れておりますが、今後はこちらの地区に拠点を置いてやっていきたいというふう
に聞いております。

農地の現地確認ですが、道を挟んで農地があります。形がずれてるんですが、作
業等もできる形で生姜には十分適していると思います。以上です。

議長 番号5番につきましては、中間管理機構の分ですので省かせていただきます。

議長 議案第35号について質疑を許します。質疑はありませんか。
12番 竹村加壽子委員。

12番 1番の件なんですけど、親子でもこうやって出さないといけないのですか。

事務局 この方につきましては、その認定新規就農者でありまして、事業を使う場合は、親
子間であっても、利用権設定をして頂くことが要件みたいな形になりますので、それ
で利用権設定をさせていただいているものになります。

議長 他に質問等ございませんでしょうか。
16番 中原英昭委員。

16番 施設で花作ってるんでいくつか知りたいことがあって、質問させていただくんで
すけど、まず2番、3,000㎡のうちの1,000㎡になってますけど、これ施設が建っ
ている部分の1,000㎡っていうことだと思うんですけど、その残りを借りずして、
この1,000㎡って使いようあるのかなと思って、その部分だけ借りて他は全く借り
てないということで、作業ができるのですか。

21番 説明が不足していました。このハウスは、この場所で3反の圃場の中に3棟分
と間あけて2棟建てまして、その3棟分のところ約1反。植栽にしたら大体1
反2、3畝ぐらいです。ハウスのその3棟の分を、借受人の方が借りて残りの方
はまだ規模縮小ということなので貸付人の方がまだ栽培するというので、2棟が
別になってますので、そういう形でやっていくようです。

議長 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 35 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 35 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 8 議案第 36 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を議題とします。

議案第 36 号 番号 2 番は、議席番号 9 番 山本道雄委員が、四万十町農業委員会会議規則第 20 条の議事参与の制限に抵触しますので、まず番号 1 番の審議、採決を行い、その後に 9 番 山本道雄委員に退席をしていただき、番号 2 番の審議、採決を行います。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 36 号「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を説明します。
議案書は 14 ページ、添付資料は 51 ページからご覧ください。
別紙のとおり農用地利用配分計画案について、四万十町長より提出があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により意見の決定を求められたものです。ご審議、ご決定をお願いいたします。

件数につきましては窪川地域の 2 件です。権利の設定を受ける者の氏名・住所・賃借料についてはお手元の議案書のとおりです。

番号 1、土地の所在地、興津字元地 3611 番、地目、田、面積、494 m²のうち 283 m²、他 2 筆あり、合計 3 筆 面積 2,090 m²のうち 1,879 m²です。権利の種類は賃貸借権の設定です。期間は県認可日から令和 13 年 8 月 31 日までとなっております。作物は、施設野菜（ミョウガ）を栽培する計画です。

議長 議案第 36 号 番号 1 番について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。33 番 橋本健太郎委員。

33 番 番号 1 番について、借受人から今日の午前中に確認して来ました。借受人は、認定農業者であります。また、地域で作られている作物の役員もされており、地域の担い手と思われれます。年間 150 日以上農作業に従事しており、配分計画案のとおり問題ないと判断します。以上です。

議長 議案第 36 号 番号 1 番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 36 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」番号 1 番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 36 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」番号 1 番は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号 2 番の審議を行いますので、9 番 山本道雄委員は退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局 番号 2 番について説明します。土地の所在地、平野字モミノキ 184 番 4、地目、田、面積、457 m²、他 6 筆あり、合計 7 筆 面積 6,454 m²です。権利の種類は使用貸借権の設定です。期間は県認可日から令和 14 年 11 月 30 日までとなっております。作物は、水稻と生姜を栽培する計画です。説明は以上になります。

議長 議案第 36 号 番号 2 番について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。30 番 澤田憲男委員。

30 番 番号 2 番につきまして、先週借受人から聞き取り、圃場の確認をしてきました。借受人は、農業の経験も豊富で認定農業者であり、地域の担い手でもあります。年間を通じて農作業に従事しております。よって、特に問題ないと判断します。以上です。

議長 議案第 36 号 番号 2 番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 36 号「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」番号 2 番を、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長

挙手全員であります。

よって、議案第 36 号「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」番号 2 番は、原案のとおり可決されました。

9 番 山本道雄委員の除斥をとき、着席をしていただきます。

山本道雄委員、番号 2 番は、原案のとおり可決されました。

議長

続いて、日程第 9 その他の件について議題とします。

事務局でありませんか。

事務局

11 月 24 日は臨時議会や県の総会と、色々と日程が重なった日となりました。総会の日程を変更させていただきました、皆様にはご迷惑をおかけしたところです。初めにも会長が申したように、実は、この日、中国四国ブロック農業委員会女性委員研修会もありました。

最初は総会があるということで、お断りをしておったのですが、総会の日が変わりましたので、急遽参加者を募って宮脇眞弓さん、中城康子さん、市川絢子さん 3 名の女性委員さんに出席をして頂きました。早朝出発、岡山日帰りの強行軍の研修でした。今日は参加されました、宮脇眞弓さんの方から報告をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

17 番

喜んでいいと思いますが、急遽行けるということになって、3 名ですけど、朝から晩まで、帰ってきたら真っ暗いもう 9 時が近くになっておりました。そんな研修の 1 日でした。この中四国ブロック女性農業委員の研修会は 3 年ぶりに開催されたということもあり、女性は研修会とか仲間と集まっているいろんな情報交換をするのが大好きですので、皆さん本当もう嬉しそうに集まって来られていました。全国で女性委員が、今 12.4%ということ、国の目標とするところにはまだ届いてないんですけど、そういうこともあり女性委員をもっと元気にして女性委員を増やそうという感じかなと思いました。

その日集まったのは全部で 170 人くらいでしたけど、高知県からは 23 名で、バスで行きも戻りも情報交換の話ばかりで往復二回マイクが回ってきて、全然寝る間もないような状況でした。非常に元気づけられて 3 時間半の講演の中で、一人の先生、それから四人の農業者。それで情報交換の時間もあつたりして、本当に盛りだくさんの半日コースでしたけど、久しぶりということがあつて、私たちが元気になって帰ってきました。その中で私も間違っているところがあるかもしれませんが、記憶の中に残っている言葉の中で、岡山県の 46 歳以下の農業者男性含めた中の 90%は異業種から入ってきているという報告がありました。今はその親が農業してるから息子もするという時代ではなくなっているというような話でした。

今日も議案の中にも出てきたように、異業種とかよそから就農するそういう話が

だんだん珍しくなくなってきた感じられました。当然、そのパートナーとなる人も異業種で、そういう人が女性として、農村の中に居るということで、これからは農業委員のその女性を要するという範囲がすごく広がり、いろんな女性がいると、女性に限らず男性もですけど、農業をしているから農業委員ということではなくて、経験もあり、またいろんな生活面でも、そういう視点も加えながら、いろんな人が参加できる。そういう農業委員会になっていくんだろうなと感じました。以上です。ありがとうございました。

事務局 ありがとうございます。南国市の巨峰園に、お迎えに上がったとき、3人のすごい元気な姿に、パワーをもらった研修会だったんだろうなと思いながら帰ったことでした。また研修がありましたら皆さん参加していただければと思います。

 続きまして四万十町農業委員会だよりが四国ブロック農業委員会情報誌コンクールで最優秀賞を受賞致しました。1月24日の県の会長・局長会で賞状をお預かりして来ましたので、今日は会長から広報検討委員会、下元誠一郎委員長にお渡ししたいと思います。

6 番 栄えある賞をいただきました。これもひとえに広報委員の各委員さんのおかげでありますので、私が代表して各委員にお礼を言いたいと思います。それから広報委員もなかなか話題を探すのがネタ切れになってきましたので、これから広報委員だけでなく、農業委員、推進委員の皆さんもいろんな情報があったら、私達に寄せてもらって、またより良い情報誌を作り上げていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

事務局 続きまして、11月20日日曜日。大青天の中で西部地区産業祭が大正中学校で行われました。西部地域委員会の武内道則委員長からご報告をお願いしたいと思います

13 番 西部地区産業祭の開催についての報告とお礼を述べさせていただきます。11月20日に大正中学校グラウンド、体育館において西部地区産業祭が行われました。窪川地域の委員の方々にもお世話になり、ありがとうございました。冒頭に会長が申し上げましたが、週間予報ではずっと曇り雨日曜日は特に雨マークのずっとついた中でございましたが、非常に雲ひとつない快晴の時間も時々あるぐらいの非常に暑い、日向におると汗をかくような日和になり、大変良かったと思います。個人的にですが、人出的にはまばらかなという時間帯もあったわけです。午前中の餅まきの時には、どこにおったというぐらいの人が集まってわいわいとにぎやかに行くことができました。ジャンボかぼちゃコンテストですが、数や大きさが心配されましたが、それでも31名から47個のかぼちゃの出品がありました。見事1位入賞に当農業委員の宮崎恵美子委員が出品していただきました。かぼちゃが1位ということで、農業委員の面目躍如と言う非常に微笑ましい結果でございました。重量当てクイズのコーナーですが、1位が誤差100g、2位が120g、3位が150gという非常に皆シビアな目でですねえ、応募していただきましてにぎやかにやることができました。今

回のかぼちゃは、畜産農家されている甲把さんのほうに、お引き取りをお願いいたしました。当然、配達をして、お受け取り頂きました。それと、委員の皆さん方に出品していただきましたチャリティバザーについても全て完売をしました。売上の方が41,000円ということでありました。今回は大正地区での開催ということで、認定こども園たののと北ノ川保育所に寄付したいと考えております。

来年は十和地域で開催予定ですので、また春に苗を配ったり、またいろいろ皆さんにチャリティバザーの出品をお願いしたいと思っておりますのでご協力のほどお願いしまして報告とさせていただきます。以上です。

議長 他に何かございませんでしょうか。

議長 なければその他の件については、終了いたします。

議長 これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

議長 それでは、これをもちまして、令和4年度 四万十町農業委員会 11月総会を閉会いたします。ご起立願います。礼。ありがとうございました。

閉会 午後3時50分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和4年 月 日

会 長

署名委員 6 番

署名委員 33 番
